

中長期ビジョン策定検討小委員会
設置要綱（案）

平成21年1月23日
国土審議会土地政策分科会
企画部会決定

（設置）

- 1．国土審議会土地政策分科会企画部会に中長期ビジョン策定検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2．小委員会は、今後の不動産に対する需要の変化を明らかにするとともに、日本の不動産のあり方や政策の道筋を示す「土地政策の中長期ビジョン（国民生活を豊かにする不動産のあり方ビジョン）」を策定する。

（委員長）

- 3．小委員会に、委員長を置く。委員長は、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

（庶務）

- 4．小委員会の庶務は、国土交通省土地・水資源局土地政策課において処理する。

（雑則）

- 5．この要綱に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は平成21年1月23日から施行する。